

豚流行性下痢の衛生対策について

豚の流行性下痢（PED）ワクチンの利用ができるようになりました。

このワクチンは、子豚の症状緩和が目的であり、ワクチンの効果を十分に引き出すには、引き続き、排せつ物を適切に処理し、こまめに豚舎を洗浄・消毒することが不可欠です。

病原体侵入防止対策

- ・導入豚は、導入後2～4週間隔離、健康観察を実施する
- ・豚、人、車輛、作業器具等の出入り管理を徹底する
- ・分娩豚舎の作業を最初に行う、あるいは作業を専従化する
- ・専用の作業服や履物を使用する
- ・農場入り口での車輛洗浄や消毒を徹底する
- ・屋外に飼料を露出させず、野生動物との接触防止を図る

交差汚染防止対策

- ・家畜運搬車が複数農家に立入しないように輸送計画を立てる
- ・家畜市場、と畜場などを利用する際の荷下ろし作業は、他の農家と交差しないように注意するとともに、作業時は、専用の作業服や履物を使用して行う
- ・家畜市場、と畜場に入退場した際の車輛洗浄・消毒は、タイヤまわりや荷台だけでなく、マットや運転席周囲も実施する

飼養家畜に、下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所へ通報してください。

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728
夜間の連絡は・・・090-5564-1018
土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817